

宮崎県総合評価落札方式（地域維持型契約）実施要領

令和3年2月1日改正

平成27年2月13日
県土整備部技術企画課

第1 趣旨

この要領は、県が発注する社会資本等の維持管理や応急対策等の地域維持事業の包括契約において実施する総合評価落札方式による条件付一般競争入札の手続について、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）及び地域維持型契約方式実施要領（平成27年2月13日県土整備部技術企画課定め。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義等

この要領において「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

第3 対象業務

この要領の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、実施要領第2条に規定する業務の全部又は一部を包括契約により発注する機関（以下「発注機関」という。）の長が必要と認める場合に適用する。

第4 落札者決定基準

価格その他の条件が県にとって最も有利なものを決定する基準（以下「落札者決定基準」という。）となる評価項目ごとの評価基準及び評価の方法は次のとおりとする。

(1) 評価基準

評価の視点及び評価項目ごとの評価基準及び配点は、別添1（総合評価落札方式評価基準（地域維持型契約））により対象業務ごとに、対象業務を発注する機関（以下「発注機関」という。）の長が定めるものとする。

(2) 評価の方法

総合評価は、入札価格に基づいて算定した評価点（以下「価格評価点」という。）に、入札者の履行能力等の技術力から算定した評価点（以下「技術評価点」という。）を合計して得た値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

価格評価点 = 70点 × 最低価格 / 入札価格

最低価格とは、有効な入札価格のうち最低の入札価格とする。

入札価格とは、各応札者の入札価格とする。

技術評価点 = 30点 × 入札参加者の得点 / 得点の満点

第5 学識経験者の意見聴取

発注機関の長は、対象業務の落札者決定基準を定めようとするときは、対象業務ごと

にあらかじめ宮崎県総合評価技術委員会（宮崎県総合評価落札方式実施要領（平成23年4月1日県土整備部技術企画課定め）第5の規定により設置されたものをいう。）において、2人以上の学識経験者の意見を聴かななければならない。

第6 対象業務の落札者決定基準の決定

対象業務の落札者決定基準は、技術審査会の審査を経た後、条件付一般競争入札実施要領（平成19年4月1日県土整備部管理課定め。）第22に規定する入札参加資格審査会の審査を経て決定するものとする。

第7 入札の公告

入札公告は、発注機関が宮崎県公共事業情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に、開札日の前日から起算して15日前（当該日数には宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日及び8月13日から8月15日までの日を含まない。以下日数の規定において同じ。）までに掲載することにより行うものとする。

なお、別添1（総合評価落札方式評価基準（地域維持型契約）及び別添3（条件付一般競争入札（総合評価落札方式（地域維持型契約））公告共通事項書）についても掲載するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を適用する旨
- (2) 落札者決定基準
 - ① 評価項目ごとの評価基準及び配点
 - ② 評価の方法

第8 最低制限価格の設定等

この要領による入札においては、最低制限価格を設けるものとし、**入札公告にその旨を記載するものとする。**

第9 入札公告等の閲覧等

入札公告等の閲覧は、実施要領第10条による。この場合において「条件付一般競争入札公告共通事項書（地域維持型契約）」とあるのは「条件付一般競争入札（総合評価落札方式（地域維持型契約））公告共通事項書及び総合評価落札方式評価基準（地域維持型契約）」と読み替えるものとする。

第10 技術申請書の提出

- 1 入札に参加しようとする者（以下「提出者」という。）は、入札公告において設定した評価基準に係る技術提案等の関係資料（別記様式第1号及び添付資料。以下「技術申請書」という。）を発注機関の長が定める日（以下「提出期限日」という。）までに提出しなければならない。
- 2 技術申請書は、郵送（一般書留など配達記録が確認できるものに限る。）又は持参により発注機関へ提出するものとする。
- 3 提出期限日以降における技術申請書の修正及び再提出は認めない。ただし、発注機関の長が指示した場合はこの限りでない。
- 4 提出期限日までに技術申請書等を提出しない場合又は発注機関の長が行う指示に従わない場合は、当該入札に参加することができない。

第11 技術申請書等に関する質問

- 1 技術申請書に関する質問は、公告日から技術申請書の提出期限日の前日から起算して3日前まで発注機関において電子メールで受け付けるものとする。
- 2 質問に対する回答は、入札情報サービスに掲載することにより行うものとする。
- 3 入札公告等に関する質問等、技術申請書以外に関する質問は、実施要領第11条に定めるところによる。

第12 技術申請書の作成費用の負担等

- 1 技術申請書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 2 提出された技術申請書は、資格確認及び評価以外の目的に使用しないものとする。
- 3 提出された技術申請書は、返却しないものとする。
- 4 技術申請書を提出した者が、提出期限日以降、入札に参加しないこととしたときは、入札に参加しない旨を書面により、開札日の前日までに郵送又は持参により発注機関に提出するものとし、提出があった場合、第16に規定する評価結果の公表は行わないものとする。

第13 技術申請書等の評価

発注機関の長は、開札日の前日までに技術申請書等に係る審査及び評価を行うものとする。

第14 落札者の決定等

- 1 開札の結果、予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。
- 2 前項の場合において評価値の最も高い者が2者以上いる場合においては、当該評価値の者（以下「同評価値入札者」という。）による宮崎県建設工事等電子入札実施要領（平成17年12月1日県土整備部管理課定め。以下「電子入札要領」という。）第19条に規定するくじで落札者を決定するものとする。

第15 再度の入札

発注機関の長は、初回の入札に係る開札の結果、落札者となるべき者がいなかったとき（落札候補者となった者の資格確認の結果、当該落札候補者に入札参加資格がなく、他に落札候補者となるべきものがなかった場合を含む。）は、実施要領第16条の規定を準用する。この場合において、実施要領第16条第3項中「最低価格で入札した者」とあるのは「予定価格超過者のうち最低入札価格と予定価格との差が5%の範囲にある入札者のうち技術評価点の最も高い入札者」と読み替えるものとする。

第16 評価結果の公表

発注機関の長は、建設工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する公表要領（平成19年4月1日県土整備部管理課定め）第4に定める事項のほか、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 開札後速やかに、入札参加者に対し次に掲げる事項を公表するものとする。

ア 入札者の名称

- イ 入札者の評価の視点ごとの得点
 - ウ 入札者の技術評価点
- (2) 落札者決定後速やかに、次に掲げる事項を入札情報サービスに公表するものとする。
- ア 落札者及び入札者の名称
 - イ 落札者及び入札者の入札金額
 - ウ 落札者及び入札者の価格評価点
 - エ 落札者及び入札者の評価の視点ごとの得点
 - オ 落札者及び入札者の技術評価点
 - カ 落札者及び入札者の評価値
 - キ 総合評価落札方式を適用した理由

第17 技術評価点についての説明

- 1 技術申請書を提出した者のうち技術評価点に疑義がある者は、第16第1項に規定する技術評価点の公表を行った翌日から起算して3日以内に、発注機関の長に対して様式第4-1号により技術評価点の内訳の開示を求めることができる。
- 2 発注機関の長は、前項に規定する書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して2日以内に様式第4-2号により回答するものとする。

第18 落札者として選定されなかった理由の説明

- 1 技術申請書を提出し、落札者とならなかった者のうち不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日以内に、発注機関の長に対して書面により落札者とならなかった理由についての説明を求めることができる。
- 2 発注機関の長は、前項の規定による説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面により回答するものとする。

第19 その他

この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年2月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

別添 1

総合評価落札方式評価基準（地域維持型契約）

1 本書で定める事項は、宮崎県総合評価落札方式（地域維持型契約）実施要領（平成27年2月13日県土整備部技術企画課定め。以下「総合評価要領」という。）及び地域維持型契約方式実施要領（平成27年2月13日県土整備部技術企画課定め。以下「実施要領」という。）に基づいて実施する業務に適用する。

2 評価の視点及び評価項目並びに得点（満点）

評価の視点	評価項目	得点（満点）
企業の技術力	①サポート体制	50
	②同種業務の実績	
	③建設機械の保有状況	
企業の地域社会貢献度	④地域精通度	50
	⑤防災協定	
合計		100

3 評価項目ごとの評価基準及び配点

(1) 企業の技術力

評価項目	評価基準	配点	
①サポート体制	○業務以上について、サポート体制が組める。	20	20
	○～○業務について、サポート体制が組める。	10	
	上記以外	5	
②同種業務の実績 過去5年間の 同種業務の実績	構成員の同種業務の実績が○業務ある。	10	10
	構成員の同種業務の実績が○業務ある。	5	
	上記以外	2	
③建設機械の保有状況 ショベル系掘削機等の 保有台数	○○台以上保有している。	20	20
	○○台以上、○○台未満保有している。	10	
	上記以外	5	
小計		50	

【取扱い】

1) ①サポート体制について

- 通常、対象業務ごとに主たる担当会社が業務を遂行する体制を構築しているが、主たる担当会社に事故等があった場合、その業務を代行する体制を構築している場合に評価するものである。
- サポート体制の評価においては、対象業務ごとに、全てのエリア又は業務内容をカバーしている場合に評価するものとし、一部でも欠けている場合は、評価しないものとする。

2) ②同種業務の実績について

- ・ 過去5年間とは、公告日の属する年度のうち公告日前日までの期間（以下「当該年度」という。）及び公告日の属する年度の前年度（以下「前年度」という。）から5か年度前までの期間をいう。
- ・ 同種業務の対象は、「道路巡視業務」、「道路巡回パトロール及び応急維持管理業務」、「河川・海岸の異常時パトロール及び応急維持管理業務（旧：河川海岸緊急メンテナンス業務）」、「砂防急傾斜地等維持管理業務」とする。
- ・ 構成員のいずれかが同種業務の実績を保有していれば良いものとする。

3) 建設機械の保有状況について

- ・ 建設機械とは、以下に規定する建設機械をいう。
 - (1) 建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定する機械のうち下記を満たすもの

種 類	名 称	範 囲
掘削機械	ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
トラクター類	ブルドーザー	自重が3トン以上のもの
	トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
整地・締め固め機械	モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの

- (2) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第2条第2項に規定する大型自動車のうち下記を満たすもの

種 類	名 称	範 囲
大型自動車	大型ダンプ車	車両総重量が8トン以上または最大積載量が5トン以上で事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの

- (3) 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定する移動式クレーンのうち下記を満たすもの

種 類	名 称	範 囲
クレーン類	移動式クレーン	吊り上げ荷重が3トン以上のもの

- ・ 建設機械をリースしている場合は、リース契約期間が経営事項審査結果の有効期間（審査基準日から1年7か月）を含んでいる場合のみ評価対象とする。
- ・ 建設機械の保有台数は、公告日の属する年度における最新の経営事項審査データを活用するものとし、構成企業の総数で判断する。
- ・ 対象業務ごとに発注機関の長が保有台数の評価基準を設定する。

(2) 企業の地域社会貢献度

評価項目	区分	評価基準	配点	
④地域精進度	事業協同組合	構成員が業務対象区域内に〇〇%以上いる。	30	30
		構成員が業務対象区域内に〇〇%以上〇〇%未満いる。	15	
		上記以外	5	
	上記以外	構成員が業務対象区域内に〇〇者以上いる。	30	30
		構成員が業務対象区域内に〇〇者以上〇〇者未満いる。	15	
		上記以外	5	
⑤防災協定	事業協同組合	構成員の〇〇%以上が防災協定に基づく協力体制[広域応援]にある。	20	20
		構成員の〇〇%以上〇〇%未満が防災協定に基づく協力体制[広域応援]にある。	10	
		上記以外	5	
	上記以外	構成員の〇〇者以上が防災協定に基づく協力体制[広域応援]にある。	20	20
		構成員の〇〇者以上〇〇者未満が防災協定に基づく協力体制[広域応援]にある。	10	
		上記以外	5	
小 計			50	

【取扱い】

1) ④地域精進度について

- ・ 履行体制を組む構成員（サポート体制は含まない。）が、業務対象区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有している割合（又は企業数）を評価するものであり、対象業務ごとに発注機関の長が評価基準を設定する。
- ・ 業務対象区域は、行政界のほか道路や河川など明確な施設等を持って区分するものとする。

2) ⑤防災協定について

- ・ 防災協定とは、当該年度における「大規模災害時における応急対策業務等に関する協定等」に基づく異常気象時の協力体制（下表参照）をいうが、広域支援団体の支部内での組織体制は、評価の対象としない。

協定の名称	協定者
大規模災害時における応急対策業務等に関する基本協定	(一社)宮崎県建設業協会
大規模災害時における法面崩壊等の応急対策業務等に関する基本協定	(一社)宮崎県法面保護協会
大規模災害時における道路災害の緊急対策業務等に関する基本協定	宮崎県舗装協会
大規模災害及び事故発生時における応急対策業務等に関する基本協定	宮崎県港湾漁港建設協会

- ・ 防災協定の評価対象企業は、履行体制を組む構成員（サポート体制は含まない。）とし、対象業務ごとに発注機関の長が評価基準を設定する。

4 技術申請書

総合評価要領第10の1に規定する技術申請書は次のとおりとする。なお、技術申請書の審査については、技術申請書提出票（総合評価要領別記様式第1号）に基づき実施する。
また、技術申請書提出票の提出がない者の入札参加は認めないものとする。

(1) 技術申請書提出票

項目	技術申請書
技術申請書提出票	・総合評価要領様式第1号

(2) 企業の技術力

評価項目	技術申請書
①サポート体制	・履行体制確認表（その1） （実施要領様式第3号）
②同種業務の実績	・同種業務実績調書 （総合評価要領様式第2号） ・「該当する業務」が確認できる資料
③建設機械の保有状況	・建設機械保有状況総括票 （総合評価要領様式第3号） ・経営事項審査結果通知書（経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書）の写し

(3) 企業の地域社会貢献度

評価項目	技術申請書
④地域精通度	・履行体制確認表（その1）及び連絡体制確認表 （実施要領様式第3号及び第4号）
⑤防災協定	・「県との防災協定への加入」が確認できる資料

発注機関の長 殿

許可番号
商号又は名称
代表者氏名
(担当者氏名)
(連絡先)



技術申請書提出票（地域維持型契約）

年 月 日付けで公告のありました（業務名称）について技術申請書を下記のとおり提出します。

なお、本提出票の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

応札者の形態	単体企業 ・ 事業協同組合 ・ 地域維持型建設共同企業体
構成員数	〇〇 社

評価の視点	評価項目	評価基準	配点	得点		添付資料	
				有無 (○・-)	得点		
企業の技術力	サポート体制	4業務以上について、サポート体制が組める。	20			<ul style="list-style-type: none"> ・ 履行体制確認表（その1） （地域維持型契約実施要領（以下「実施要領」という。）第3号） ・ 同種業務実績調書 （宮崎県総合評価落札方式（地域維持型契約）実施要領（以下、「総合評価要領」という。）様式第2号） ・ 「該当する業務」が確認できる資料 ・ 建設機械保有状況総括表（総合評価要領様式第3号） ・ 経営事項審査通知書（経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書）の写し 	
		2～3業務について、サポート体制が組める。	10				
		上記に該当しない。	5				
	同種業務の実績	構成員の同種業務の実績が3業務ある。	10				
		構成員の同種業務の実績が2業務ある。	5				
		上記に該当しない。	2				
	建設機械の保有	〇〇 台以上 保有している。	20				
		〇〇 台以上 〇〇 台未満 保有している。	10				
		上記に該当しない。	5				
企業の地域社会貢献度	地域精通度	事業協同組合	構成員が業務対象区域内に〇〇%以上いる。	30		<ul style="list-style-type: none"> ・ 履行体制確認表（その1） （実施要領第3号） ・ 連絡体制確認表 （実施要領第4号） ・ 「県との防災協定への加入」が確認できる資料（各団体が策定している「組織体制」等の写し） 	
			構成員が業務対象区域内に〇〇%以上〇〇%未満いる。	15			
			上記に該当しない。	5			
	上記以外	事業協同組合	構成員が業務対象区域内に〇〇者以上いる。	30			
			構成員が業務対象区域内に〇〇者以上〇〇者未満いる。	15			
			上記に該当しない。	5			
	防災協定	事業協同組合	構成員の〇〇%以上が防災協定に基づく協力体制[広域応援]にある。	20			
			構成員の〇〇%以上〇〇%未満が防災協定に基づく協力体制[広域応援]にある。	10			
			上記に該当しない。	5			
上記以外		事業協同組合	構成員の〇〇者以上が防災協定に基づく協力体制[広域応援]にある。	20			
			構成員の〇〇者以上〇〇者未満が防災協定に基づく協力体制[広域応援]にある。	10			
			上記に該当しない。	5			
合 計			100				

現場配置予定者	申請する人数	名				添付資料
	氏名					<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場主任者の資格 経験調書 （実施要領様式第6号）
	所属する会社名					

同種業務実績調書

業務（同種業務の条件）

申請者名

業務 の 概 要	業 務 名	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	履 行 場 所	
	契 約 金 額	
	契 約 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
	受 注 形 態 等	単体 / 事業協同組合 / JV
	業 務 内 容	
	業 務 数 量	

- 備考
- 1 入札公告の「表1 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法」に記載している「同種業務」毎に作成すること。（同種業務の実績がない場合は提出不要）
 - 2 記載した業務について検査結果の通知書の写しを添付すること。検査結果の通知書の写しがない場合は、契約書の写しその他の当該業務の内容が確認できる書類及び発注者の証明書を添付すること。
 - 3 事業協同組合で入札参加資格審査申請を行う場合は、履行実績を有する組合員についてこの調書を作成すること。（同種業務毎に1件あれば良い。）
 - 4 地域維持型建設共同企業体で入札参加資格審査申請を行う場合は、履行実績を有する代表構成員又は構成員について記載すること。（同種業務毎に1件あれば良い。）

建設機械保有状況総括表

申請者名 _____

会社名（構成員又は組合員）	建設機械保有台数	備 考
合 計		

- 備考
- 1 建設機械の台数は、入札参加者が保有する台数とし、公告日の属する年度における最新の経営事項審査データ（有効期間内である場合に限る。）を活用するものとする。
 - 2 事業協同組合又は地域維持型建設共同企業体で参加する場合は、組合員又は構成員が保有する台数の総数とする。
 - 3 台数の確認を行うため、経営事項審査結果通知書の写しを添付すること。

令和 年 月 日

発注機関の長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

印

総合評価落札方式における技術評価点の内訳の送付について(依頼)

〇〇業務の入札における下記の技術評価点等について、内訳の送付をお願いします。

記

評価の視点	評価項目	得点	備考
企業の 技術力	①サポート体制		
	②同種業務の実績		
	③建設機械の保有		
企業の地域 社会貢献度	④地域精通度		
	⑤防災協定		
合計			

(注) 項目全てについて記載すること。

様

発注機関の長

㊞

総合評価落札方式における技術評価点の審査結果について (送付)

〇〇業務における審査結果は下記のとおりです。

記

評価の視点	評価項目	得点		備考
		提出	結果	
企業の技術力	①サポート体制			
	②同種業務の実績			
	③建設機械の保有			
企業の地域社会貢献度	④地域精通度			
	⑤防災協定			
合計				

(注) 提出された得点と異なった得点となっている場合は、備考に理由を記すこと。

問合せ先

〇〇土木事務所 〇〇課 〇〇担当

電話 〇〇・・・・

別添 2

入 札 公 告

下記のとおり条件付一般競争入札（総合評価落札方式）を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和 年 月 日

（発注機関の長）

記

1 競争入札に付する事項

(1)業 務 名

(2)業 務 場 所

(3)期 間

(4)業 務 概 要

①道路巡視業務

②道路の異常時パトロール業務及び応急維持管理業務

③河川・海岸の異常時パトロール業務及び応急維持管理業務

④砂防急傾斜地等維持管理業務

(5)予 定 価 格

落札者決定後公表

（予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格）

（落札者決定後公表）

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本業務に係る入札に参加する者に必要な資格は、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）に基づく令和〇〇・〇〇年度の入札参加資格の認定を受けている者又は地域維持型建設共同企業体取扱要領（平成27年2月13日県土整備部管理課定め）に基づく地域維持型建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）の認定を受けている者で、開札日当日において、参加形態に応じて次の要件を満たしていること。

個 別 の 資 格 要 件		
単 体 企 業 の 資 格 要 件	業種・等級	
	事業所の所在地に関する事項	
	同種業務に関する事項	
事 業 協 同 組 合 の 資 格 要 件	業種・等級	
	事業所の所在地に関する事項	
	同種業務に関する事項	

共同企業体の資格要件	構成員の数			
	構成員の出資比率	甲型共同企業体		
		乙型共同企業体		
	業種・等級	代表構成員		
		その他の構成員		
	事業所の所在地に関する事項	代表構成員		
		その他の構成員		
	同種業務に関する事項	代表構成員		
		その他の構成員		
	単体企業・事業協同組合・共同企業体に共通する資格要件			
	現場主任者に関する事項			
	履行体制に関する事項			
その他の事項	条件付一般競争入札（総合評価落札方式（地域維持型契約））公告共通事項書2に示す事項			

3 契約条項を示す場所及び期間

閲覧場所：〇〇土木事務所（〇〇市〇〇町〇番〇号）

閲覧期間：令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書閲覧 及び貸出	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	宮崎県公共事業情報サービスで閲覧(※1)・ダウンロード可 〇〇土木事務所で閲覧・貸出(※2)
質問の受付	令和 年 月 日から ①令和 年 月 日 17:00 まで ②令和 年 月 日 17:00 まで	電子メールで送付すること。 アドレス：〇〇@pref.miyazaki.lg.jp ①は入札参加資格審査及び技術申請書に関する質問の受付締切日 ②は入札公告等に関する質問の受付締切日
回答の回覧	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示
入札参加資格 審査申請書 及び 技術申請書 の受付期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日 XX:XX まで	〇〇土木事務所に郵送（一般書留など配達記録の確認ができるものに限る）又は持参すること。
入札書 受付期間	令和 年 月 日 XX:XX から 令和 年 月 日 XX:XX まで	
開札日時	令和 年 月 日 XX:XX	〇〇土木事務所（入札室）
入札結果 の公表(※3)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示 〇〇土木事務所で閲覧

※1 宮崎県公共事業情報サービスアドレス (<http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/>)

※2 発注機関における受付・閲覧・貸出は、宮崎県の休日定める条例（平成元年宮崎県条例第22号第2条に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後4時までを除く。）とする。

※3 「入札結果の公表」の開始日については、落札候補者の審査が順調に行われた場合の見込みを記載している
ので、審査の状況によっては公表の開始が遅れることがある。

5 入札参加資格審査申請に関する事項

(1) 入札参加資格審査申請書等の提出

本県入札に参加する者は、事前に入札参加資格審査を行うため、入札参加資格審査申請書の受付期間中に以下の書類を提出すること。

- ①入札参加資格審査申請書
- ②履行体制確認表
- ③連絡体制確認表
- ④同種業務実績調書
- ⑤現場主任者の資格・経験調書
- ⑥経営事項審査結果通知書の写し

なお、共同企業体にあつては、以下の資料を併せて提出すること。

- ①地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書
- ②地域維持型建設共同企業体協定書
- ③各構成員の経営事項審査結果通知書の写し
- ④委任状（電子入札用）

(2) 審査結果の通知

入札参加資格の審査結果については、入札書受付開始日の前日までに通知する。

6 総合評価に関する事項

(1) 技術申請書の提出

条件付一般競争入札（総合評価落札方式（地域維持型契約））公告共通事項書7により技

術申請書を提出すること。

(2) 評価基準

- 1) 評価基準については、総合評価落札方式評価基準（地域維持型契約）を参照すること。
- 2) 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法
 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法は、表1のとおりとする。

7 その他の事項

- ・ 条件付一般競争入札（総合評価落札方式（地域維持型契約））公告共通事項書に示すとおりとする。
- ・ 本契約に係る予算について、議会の議決が経られなかったときは、入札を中止する。
- ・ 最低制限価格については、宮崎県最低制限価格制度事務取扱要領（平成30年4月1日県土整備部管理課定め）のその他業務（その1）の算定式を適用する。
- ・ **地域維持型建設共同企業体の構成員に、入札参加資格停止となっている者を含んではならない。**
- ・ **事業協同組合においては、組合員に入札参加資格停止となっている者が含まれていても、当該入札に参加することができる。**
 但し、入札参加資格停止となっている組合員に対しては、その措置が解かれるまでの期間、業務を行わせることができない。
- ・ **宮崎県経常建設共同企業体として土木一式工事の入札参加資格を有している場合であっても、当該構成員単独でも地域維持型建設共同企業体に参加できる。**
 なお、一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者が本入札に参加した場合は、当該複数の者のした入札は無効とする。（一定の資本関係又は人的関係の詳細については、条件付一般競争入札（総合評価落札方式（地域維持型契約））公告共通事項書を参照のこと。）

表1 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法

○ 評価項目ごとの評価基準及び配点

評価の視点	評価項目	評価基準	ウェイト	配点
企業の技術力	サポート体制	○業務以上について、サポート体制が組める。	50	20
		○～○業務について、サポート体制が組める。		10
		上記以外		5
	同種業務の実績	構成員の同種業務の実績が○業務ある。		10
		構成員の同種業務の実績が○業務ある。		5
		上記以外		2
	建設機械の保有	○○台以上保有している。		20
		○○台以上、○○台未満保有している。		10
		上記以外		5
企業の地域社会貢献度	地域精進度 事業協同組合	構成員が業務対象区域内に○○%以上いる。	50	30
		構成員が業務対象区域内に○○%以上○○%未満いる。		15
		上記以外		5
	上記以外	構成員が業務対象区域内に○○者以上いる。		30
		構成員が業務対象区域内に○○者以上○○者未満いる。		15
		上記以外		5

	防災協定	事業 協同 組合	構成員の〇〇%以上が防災協定に基づく協力体制[広域 応援]にある。		20
			構成員の〇〇%以上〇〇%未満が防災協定に基づく協 力体制[広域応援]にある。		10
			上記以外		5
		上記 以外	構成員の〇〇者以上が防災協定に基づく協力体制[広域 応援]にある。		20
			構成員の〇〇者以上〇〇者未満が防災協定に基づく協 力体制[広域応援]にある。		10
			上記以外		5
得点 (満点)				100	

総合評価の方法及び同種業務の設定

○ 評価値の算出

- (1) 価格評価点の算出 = 70点 × 最低価格 / 入札価格
- (2) 技術評価点の算出 = 30点 × 得点 / 得点 (満点)
- (3) 評 価 値 = 価格評価点 + 技術評価点

○ 同種業務の設定

同種業務は、過去5年間に契約した業務のうち、次の要件を満たす業務とする。

同種業務	<ul style="list-style-type: none"> ○道路巡視業務 ○道路の異常時パトロール及び応急維持管理業務 ○河川・海岸の異常時パトロール及び応急維持管理業務 (旧：河川海岸緊急メンテナンス業務) ○砂防急傾斜地等維持管理業務
------	---

(別添3)

条件付一般競争入札（総合評価落札方式（地域維持型契約））公告共通事項書

1 適用

本書で定める事項は、宮崎県総合評価落札方式（地域維持型契約）実施要領（平成27年2月13日県土整備部技術企画課定め。以下「総合評価要領」という。）に基づいて実施する入札について適用する。

2 入札参加資格

この要領による入札に参加する者（地域維持型建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）で参加する場合における当該共同企業体の構成員を含む。）に共通して必要な入札参加資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項及び第2項各号（これらの規定を令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号。以下「入札参加資格要綱」という。）第7条に規定する入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、入札参加資格要綱第10条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。
- (4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、(2)に掲げる入札参加資格に係る随時の審査による認定を受けている者であること。
- (6) 民事執行法（昭和54年法律第4号）による差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (7) 一の建設業者は、異なる参加形態を利用して同一の入札に参加することはできない。
- (8) 総合評価要領第10の1に定める技術申請書を提出しており、内容が適切であると認められた者であること。
- (9) 入札に参加する者の間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社（同法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）と会社法第2条第3号に規定する子会社（同法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）の関係にある場合

- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（ただし、会社の一方

が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。)

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 最低制限価格の設定

この入札においては、最低制限価格を設けるものとし、**入札公告にその旨を記載するものとする。**

4 入札参加手続

(1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札参加資格審査申請書（地域維持型契約方式実施要領（平成27年2月13日県土整備部技術企画課定め。以下「実施要領」という。）別記様式第2号。以下「申請書」という。）及び次の各号に掲げる入札参加資格審査資料（以下「審査資料」という。）を発注機関の長が定める日（以下「提出期限日」という。）までに提出しなければならない。

- ① 履行体制確認表（実施要領別記様式第3号）
- ② 連絡体制確認表（実施要領別記様式第4号）
- ③ 同種業務実績調書（実施要領別記様式第5号）
- ④ 現場主任者の資格・経験調書（実施要領別記様式第6号）
- ⑤ 経営事項審査結果通知書の写し
- ⑥ その他入札参加資格を審査するために公告において提出を求める書類

(2) 申請書及び審査資料（以下「申請書等」という。）については、発注機関に郵送（一般書留など配達記録が確認**で、提出期限日までの消印のものに限る。**）又は持参により提出するものとする。

(3) 申請書等を提出期限日までに提出しない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(4) 提出期限日以降における申請書等の修正及び再提出は認めない。ただし、発注機関の長が指示した場合はこの限りでない。

(5) 提出期限日までに申請書等を提出しない場合又は発注機関の長が行う指示に従わない場合は、当該申請者が行う入札は無効とする。

5 入札公告等の閲覧等

(1) 業務委託を発注する機関（以下「発注機関」という。）において、次に掲げる書類（以下「入札公告等」という。）を公告日から開札日まで閲覧に供する。

- ① 入札公告の写し
- ② 条件付一般競争入札（総合評価落札方式（地域維持型契約））公告共通事項書
- ③ 総合評価落札方式評価基準
- ④ 特記仕様書
- ⑤ その他業務の内容を把握するのに必要と認められる資料（以下「その他資料」という。）

(2) 入札説明書等は、宮崎県公共事業情報サービス

[<http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/>] にダウンロードできる形

式で掲載するものとする。ただし、掲載することが困難な場合は、発注機関における閲覧のみとする。

(3) その他資料は、原則として閲覧に供する期間は貸し出すことができる。

6 入札公告等に関する質問及び回答

(1) 入札公告等に関する質問は、入札公告に定める期間、発注機関において電子メールで受け付ける。

(2) 質問に対する回答は、宮崎県公共事業情報サービス

[<http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/>] に掲載することにより行う。

7 技術申請書の提出

(1) 入札参加希望者は、評価基準に係る技術提案等の関係資料（別記様式第1号及び添付資料。以下「技術申請書」という。）を指定された日までに発注機関に提出しなければならない。期限までに技術申請書を提出しない者は、本業務の入札に参加することができない。

(2) 技術申請書は、郵送（一般書留など配達記録が確認できるものに限る。）又は持参により発注機関へ1部提出すること。なお、郵送の場合は、提出期限日までの消印があるものは有効とする。

(3) 技術申請書は総合評価落札方式評価基準を参照すること。

8 技術申請書の作成費用の負担等

(1) 技術申請書の作成及び提出に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

(2) 提出された技術申請書は、返却しない。

(3) 提出期限日以降における技術申請書の修正及び再提出は認めない。ただし、発注機関の長が指示した場合はこの限りでない。

9 入札書の提出

入札に参加しようとする者は、入札公告に定める期間中に宮崎県建設工事等電子入札実施要領（以下「電子入札要領」という。）第10条に定めるところにより入札書を提出するものとする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号。以下「規則」という。）第100条の規定による。

(2) 契約保証金については、規則第101条の規定による。

11 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12 落札者の決定等

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。
- (2) 前項の場合において評価値の最も高い者が2者以上いる場合にあつては、当該同評価値の者（以下「同評価値者」という。）による電子入札要領第19条に規定するくじで落札者を定める。

1.3 再度の入札

- (1) 開札の結果、落札者となるべき者がいなかったときは、当該入札に参加した者による入札（以下「再度の入札」という。）を実施する。
- (2) 当初の入札において、**無効とされた者は、再度の入札に参加できない。**
- (3) 再度の入札の回数は1回とする。
- (4) 再度の入札においても落札者となるべき者がいなかったときは、入札価格と予定価格との差が5%の範囲内にある入札者のうち技術評価点の最も高い入札者と随意契約することがある。

1.4 入札の無効

- (1) 規則第125条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。
 - ① 虚偽の申請を行った者のした入札
 - ② この要領及び入札公告等の規定に違反した者のした入札
 - ③ 契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
- (2) 入札を無効とした者には、その旨を入札無効通知書（実施要領別記様式第9号）により通知する。

1.5 技術評価点についての説明

- (1) 入札に参加した者のうち、技術評価点に疑義がある者は、技術評価点の公表を行った翌日から起算して3日以内に、発注機関の長に対して様式第4-1号により技術評価点の内訳の開示を求めることができる。
- (2) 発注機関の長は、前項の説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して2日以内に様式第4-2号により回答するものとする。

1.6 落札者として選定されなかった理由の説明

- (1) 入札に参加し落札者とならなかった者のうち、落札者の決定に不服がある者は、落札者決定の公表を行った翌日から起算して5日以内に、発注機関の長に対して書面により非落札理由についての説明を求めることができる。
- (2) 発注機関の長は、前項の説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面により回答するものとする。

1.7 その他

公告及び本書に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、電子入札要領及び実施要領の定めるところによる。